

○電気工作物保安規程

制定	昭和40年9月30日	訓令第1号
改正	昭和42年7月20日	訓令第3号
	昭和53年4月1日	訓令第1号
	平成3年5月7日	訓令第2号
	平成5年4月1日	訓令第3号
	平成13年6月11日	訓令第1号
	平成19年1月4日	訓令第1号
	平成20年3月6日	訓令第2号
	平成24年12月14日	訓令第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、豊中市伊丹市クリーンランドが設置する自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(法令及び規程の遵守)

第2条 電気工作物を管理する事務局長及び電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、電気関係法令及びこの規程を遵守しなければならない。

(細則の制定)

第3条 この規程の施行について必要な事項は、細則で定める。

(規程等の改正)

第4条 この規程の改正又は前条の細則の制定若しくは改正に当たっては、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者（以下「主任技術者」という。）の参画の下に立案し、これを決定する。

第2章 保安業務の運営管理体制

(主任技術者の選任)

第5条 豊中市伊丹市クリーンランド管理者（以下「管理者」という。）は、法第43条第1項の規定に基づき事業場に主任技術者を置く。

2 前項の事業場は、細則で定める。

(保安業務の監督)

第6条 電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安業務は、当該電気工作物を管理する事務局長が総括管理し、主任技術者がその監督に当たるものとする。

(業務分掌)

第7条 主任技術者の保安監督の職務は、次のとおりとする。

- (1) 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- (2) 電気工作物の工事に関すること。

- (3) 電気工作物の保守に関すること。
- (4) 電気工作物の運転操作に関すること。
- (5) 電気工作物の災害対策に関すること。
- (6) 電気工作物の保安業務の記録に関すること。
- (7) 電気工作物の保安用機材及び書類の整備に関すること。
- (8) 電気工作物の法定事業者検査（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第50条第3項第8号の法定事業者検査をいう。以下同じ。）に関すること。

2 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務を誠実に行わなければならない。

（主任技術者の意見）

第8条 管理者は、電気工作物の保安に関する重要な事項を決定し、又は行おうとするときは、主任技術者の意見を求める。

2 管理者は、主任技術者の電気工作物の保安に関する意見を尊重する。

3 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に係のある場合には、主任技術者の参画の下にこれを立案し、決定するものとする。

4 法令に基づいて所管官庁が行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

（従事者の義務）

第9条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

（主任技術者不在時の措置）

第10条 管理者は、主任技術者が病気その他やむを得ない事情により、不在となる場合にその職務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名する。

2 代務者は、主任技術者の不在時には、主任技術者の職務を誠実に行わなければならない。

（主任技術者の解任）

第11条 管理者は、主任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、解任する。

(1) 主任技術者が病気等により欠勤が長期にわたり、又は精神障害等により保安の確保上不適当と認められたとき。

(2) 主任技術者が法令又はこの規程に違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。

(3) 主任技術者が刑事事件に関し起訴されたとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、管理者が不適当と認められたとき。

第3章 保安教育

(保安教育)

第12条 主任技術者は、電気工作物の保安に係る従業者に対し、当該電気工作物の実態に即した必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

(保安訓練)

第13条 主任技術者は、電気工作物の保安に係る従業者に対し、非常災害その他電気事故が発生したときの措置について必要に応じ、実地指導訓練を行わなければならない。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第14条 管理者は、電気工作物の建設工事計画を立案するに当たっては、主任技術者の意見を求める。

2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事の年度計画を立案し、管理者の承認を得なければならない。

(工事の実施)

第15条 電気工作物の工事計画の実施は、管理者の承認を得てこれを実施しなければならない。

2 電気工作物に関する工事の施行に当たっては、その必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督の下にこれを施行しなければならない。

3 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、主任技術者がこれを検査し、保安上支障がないことを確認して引き継ぐものとする。

4 主任技術者は、工事の施行に当たっては、その保安を確保するため、必要に応じ、管理者の承認を得て作業心得を定めなければならない。

5 前項の作業心得には、次に掲げる事項について定めなければならない。

- (1) 停電範囲と時間、作業用機械等の準備状況の主任技術者による確認
- (2) 作業時間、停電時間及び危険区域の表示
- (3) 停電中のしゃ断器、開閉器の誤操作の防止措置
- (4) 作業責任者の指名とその責任
- (5) 作業終了時の点検及び測定

第5章 保守

(巡視、点検、測定等の基準)

第16条 電気工作物（汽力設備を除く。）の保安のための巡視、点検及び測定は、別表に定める基準により主任技術者が事務局長の承認を得て計画的に実施しなければならない。

2 汽力設備の保安のための巡視、点検及び測定は、別に定める基準により主任技術者が事務局長の承認を得て計画的に実施しなければならない。

第17条 巡視，点検又は測定の結果，法第39条第1項の技術基準（以下「技術基準」という。）に適合しない事項が判明したときは，当該電気工作物を修理し，改造し，移設し，又はその使用を一時停止し，若しくは制限する等の措置を講じ，常に技術基準に適合するよう維持しなければならない。

（法定事業者検査）

第18条 法定事業者検査のうち使用前自主検査（法第50条の2第2項の使用前自主検査をいう。）は，主任技術者の監督の下に，電気工作物の各部の損傷，変形等の状況並びに機能及び作動の状況について，次に掲げる事項を確認するために必要な事項をあらかじめ決定した上で行うものとする。

- (1) 法第48条第1項の規定による届出をした工事の計画に従って行われたこと。
- (2) 技術基準に適合するものであること。

2 法定事業者検査のうち溶接事業者検査（法第52条第2項の溶接事業者検査をいう。）は，溶接の状況について，技術基準に適合するものであることを確認するために必要な事項をあらかじめ決定した上で行うものとする。

3 法定事業者検査のうち定期事業者検査（法第55条第2項の定期事業者検査をいう。）は，次に掲げる事項を確認するために必要な事項をあらかじめ決定した上で行うものとする。

- (1) 開放，分解，非破壊検査その他の各部の損傷，変形，摩耗及び異常の発生状況
- (2) 試運転その他の機能及び作動の状況

（法定事業者検査に係る実施体制及び記録の保存）

第19条 法定事業者検査に係る実施体制については，別に定める。

2 主任技術者は，法定事業者検査について次に掲げる事項を記録し，第1号から第6号までに掲げる事項については5年間，第7号から第11号までに掲げる事項については法定事業者検査を行った後最初の法第50条の2第7項（法第52条第5項又は法第55条第4項において準用する場合を含む。）の通知を受けるまでの期間，保存しなければならない。

- (1) 検査年月日
- (2) 検査の対象
- (3) 検査の方法
- (4) 検査の結果
- (5) 検査を実施した者の氏名
- (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは，その内容
- (7) 検査の実施に係る組織
- (8) 検査の実施に係る工程管理
- (9) 検査において協力した事業者がある場合には，当該事業者の管理に関する事項

- (10) 検査記録の管理に関する事項
 - (11) 検査に係る教育訓練に関する事項
- (事故の再発防止)

第20条 主任技術者は、事故その他の異常が発生した場合には、必要に応じて臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置しなければならない。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第21条 主任技術者は、管理者の承認を得て電気工作物の運転又は操作の基準を定めなければならない。

2 前項の運転又は操作の基準は、次に掲げる事項について定めなければならない。

- (1) 平常時及び事故その他の異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器、順序、方法及び指令系統並びに連絡系統
- (2) 軽易な事故の電気工作物に関し修繕し、又は使用停止し、若しくは制限する等の応急措置
- (3) 電気の供給機関との連絡
- (4) 緊急に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示

第7章 汽力発電所停止時の保全

(汽力発電所停止時の保全)

第22条 汽力発電所における汽力設備の運転を相当期間停止する場合の保全方法に関しては、別に定める細則によるものとする。

2 前項の細則に規定すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ボイラー停止期間に応じた保存方法
- (2) タービン停止期間に応じた保存方法
- (3) 発電機停止期間に応じた保存方法
- (4) その他附属機器の停止期間に応じた保存方法

3 相当期間停止の後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じ試運転を行って保安の万全を期するものとする。

第8章 災害対策

(防災体制)

第23条 主任技術者は、台風、洪水、地震、火災その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を従業者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置についての体制をあらかじめ整備しておかななければならない。

第24条 主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

2 主任技術者は、災害の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲

の送電及び汽力設備を停止することができる。

第9章 記録

(記録)

第25条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用について記録し、これを5年間保存しなければならない。

2 主任技術者は、主要機器の改修について記録し、これを5年間保存しなければならない。

第10章 責任の分界

(責任の分界点)

第26条 電気工作物と他の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点及び財産分界点は、別に定める電気需給契約書によるものとする。

第11章 雑則

(危険の表示)

第27条 主任技術者は、電気工作物が設置されている場所等で危険のおそれがある場所には、その旨を表示しなければならない。

(測定器具類の整備)

第28条 主任技術者は、電気工作物の保安上必要な測定器具類を整備し、これを適正に保管しなければならない。

(設計図書類の整備)

第29条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱い説明書等については、必要な期間整備保存しなければならない。

(手続書類等の整備)

第30条 主任技術者は、関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他の主要文書については、その写しを必要な期間保存しなければならない。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (昭和42年7月20日訓令第3号)

この規程は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則 (昭和53年4月1日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成3年5月7日訓令第2号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日訓令第3号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月11日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成19年1月4日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

電気工作物保安規程

附 則（平成20年3月6日訓令第2号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成24年12月14日訓令第2号）

この規程は、令達の日から施行する。

別表

点検基準

点検区分	定 義	状 況	周 期	要 領	
日常点検	日常巡視点検を行い五感・附属機器等により，外観の異常の有無を点検する。	運転中	月1回以上	外部点検	目視による形状の異常の有無の点検（外観・変形・割れ・脱落・緩み・腐食・さび・漏れ）
				状況点検	感覚による状況の異常の有無の点検（振動・音響・湿度・温度）
				附属計器点検	附属計器による異常の有無の点検（温度・油量・圧力・変色）
定期点検	計画停電を行い，工具，試験計器等により，内部，機構動作の異常の有無を点検する。	一時運転停止（設備は，可能な限り現状維持を図る。）	年1回以上	内部点検	分解点検・増締
				補修点検	清掃・塗装・消耗部品取替
				動作試験	シーケンステスト・手動動作テスト
精密点検	異常時又は必要に応じて，定期（長期）に精密点検を行い，機能の維持を図る。	一時運転停止（内部・機構分解を行う。）	必要に応じて，又は5年から10年に1回以上	耐用年数に応じ，部品の補修，交換の必要なもの又は絶縁油等，定期再生を必要とする物等の定期精密点検を実施	
臨時点検	事故又は天災地変などの場合，必要に応じて行う。	一時運転停止	不定期	日常又は定期点検による異常の発見及び事故又は災害時には必ず実施	

電気工作物保安規程

測定試験	測定計器により試験を行い、機能の判定をする。	一時運転停止	年1回以上	絶縁測定試験 接地抵抗測定試験
			2年に1回以上	継電器試験

注 この表は、点検内容の基準を示すものであり、事務局長は、この表に基づいて必要な点検内容の細則を定めなければならない。